

碧海信用金庫はデビットカードサービス(J-Debit)における キャッシュレス・消費者還元事業に参画しています

【実施期間】2019年10月1日(火)～2020年6月30日(火)

碧海信用金庫（愛知県安城市御幸本町15番1号、理事長：山内 正幸）は、デビットカードサービス（J-Debit）におけるキャッシュレス・消費者還元事業者のA型決済事業者※1として登録が完了しました。

つきましては、対象のJ-Debit加盟店※2で当金庫のデビットカードを利用して決済されたお客さまに5%の還元を実施いたします（一部フランチャイズ店舗は2%の還元となります）。

※1 消費者還元事業を実施する事業者を指します。

※2 本事業対象外の店舗、お取引先があります。ご利用時に店舗でご確認ください。

デビットカードサービス(J-Debit)におけるキャッシュレス・消費者還元について

〈1. 対象となる決済サービスについて〉

○対象サービスおよび入手方法

個人の普通預金（総合口座普通預金を含む）のキャッシュカードに付帯しておりますデビットカードサービスとなります。

普通預金口座のキャッシュカードお申込み時などに、デビットカードを「利用しない」とされている場合は、デビットカードの利用申込（利用停止の解除）手続きが必要となります。この手続きは、以下のいずれかにより行うことができます。

◇窓口での利用申込

お届け印、キャッシュカードまたは普通預金通帳を持参のうえ、デビットカードの利用停止解除をお申し付けください。

◇「へきしんアプリ ～スマート管理ぶらす～」での利用申込

「各種手続き」→「デビットカード・口座振替受付サービス申込」メニューから、デビットカードの利用停止解除の手続きを行ってください。手続きの2営業日後からデビットカードをご利用いただけます。

○対応している券面

当金庫で発行しているキャッシュカードとなります。

※デビットカードサービス（J-Debit）の利用にあたっては入会費用・年会費は無料です。

〈2. 消費者還元の方法について〉

①還元の手法および還元先

- ・利用金額に応じたポイント（ポイントの詳細については3. をご確認ください）をお客さまに付与し、当該ポイント相当額をお客さまの普通預金口座へ消費者還元事業によるポイント還元である旨を明示のうえ振込いたします。

②還元のタイミング

- ・ポイントが付与された場合、1ヶ月毎にポイント相当額をとりまとめ、ポイント還元金額を一括して振込いたします。
- ・振込日は、取引日の翌月10日（当金庫休業日の場合は翌営業日）とします。

③還元の上限金額

- ・1ヶ月あたり1口座15,000円を上限といたします。

④還元に係るその他の制約条件

- ・「消費者還元に関する規定」第4条1項に掲げる不当な取引ではないことおよびポイント還元時点で当金庫に口座が存在することが必要です。

⑤還元の確認方法

- ・デビットカードをご利用の普通預金口座の通帳記入をしていただくか、「へきしんアプリ～スマート管理ぶらす～」または「へきしんパーソナルインターネットバンキング」による入出金明細照会でご確認いただけます。
- ・摘要には「JDポイントカゲン」と表示されます。

〈3. 付与されるポイントについて〉

①有効期限

- ・J-Debitの取引日から口座への振込実施までとします。

②交換の可否

- ・ポイントを他商品、他サービスと交換することはできません。還元時に1ポイントを1円として自動的に交換します。

③今後の決済利用が見込めなくなった際のポイント等の取扱い

- ・ポイント還元時に当金庫の口座を解約している場合にはポイント還元を実施しませんので、取扱いには十分ご注意ください。（口座はあってもJ-Debitを利用停止されている場合も含まれます）

キャッシュレス・消費者還元制度について

2019年10月1日の消費税率引上げに伴い、需要平準化対策として、キャッシュレス対応による生産性向上や消費者の利便性向上の観点も含め、消費税率引上げ後の9ヶ月間に限り、中小・小規模事業者によるキャッシュレス手段を使ったポイント還元を支援する事業です。詳しくは運営主体である[キャッシュレス・消費者還元事業費補助金事務局のホームページ](#)をご確認ください。

デビットカード取引規定【特則】

平成31年度政府予算に基づいて施行された「キャッシュレス・消費者還元事業」に基づき、当金庫が、キャッシュレス決済事業者として、「へきしんデビットカード取引規定」に定義される「デビットカード取引」を行う利用者（一般消費者に限ります。）に対して消費者還元を実施する場合には、「へきしんデビットカード取引規定」の特則として、「消費者還元に関する規定」が適用されます。

- ・ [へきしんデビットカード取引規定](#) (PDF)
- ・ [消費者還元に関する規定](#) (PDF)

お問い合わせはこちらへ

碧海信用金庫法人営業部 経営サポートグループ
フリーダイヤル 0120-115-004
(平日：9時～17時)

キャッシュレス・消費者還元事業消費者向け窓口
(キャッシュレス・消費者還元事業費補助金事務局運営)
フリーダイヤル 0120-010-975
(平日：10時～18時)